村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会の設置について

1. 委員会の目的

村上駅周辺を中心とした区域の公共施設等の整備及び活性化による賑わいのある まちづくりの推進に関する計画「村上駅周辺まちづくりプラン」を策定するため、村 上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会を設置します。

2. 審議事項

策定委員会では、主に次の事項について審議していただく予定です。

- ①駅周辺の課題整理
- ②駅周辺まちづくりの基本方針
- ③基本方針実現のための取り組み内容、スケジュール (概算事業費を考慮しながら)

3. 組織

- ・委員会は、民間の方を中心に関係分野、関係機関から15人以内で構成。
- ・委員の任期は、委嘱の日から村上駅周辺まちづくりプラン策定完了の日まで。
- ・委員長及び副委員長は、委員の中から互選。

4. 会議

- ・平成25年度内で3回。
- ・平成26年度も引き続き若干回を予定。

5. 委員会の庶務

委員会の庶務は、村上市都市整備課(都市政策室)において処理。

6. 委員の報酬及び費用弁償

村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年村上市条例第 46 号)に定めるところによる。

「参考]

平成25年村上市条例第73号

村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会条例

(設置)

第1条 村上駅周辺を中心とした区域(以下「村上駅周辺」という。)の公共施設の整備 及び活性化によるにぎわいのあるまちづくりの推進に関する計画(以下「村上駅周辺ま ちづくりプラン」という。)を策定するため、村上市村上駅周辺まちづくりプラン等策 定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定に係る次の事項について調査及び 審議する。
 - (1) 村上駅周辺の公共施設の整備及び土地利用に関すること。
 - (2) 新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院の移転後の跡地利用に関すること。
 - (3) 村上駅周辺の活性化のためのまちづくりの推進に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに関連する計画等に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 住民の代表
 - (2) 関係諸団体に属する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、委嘱の日から村上駅周辺まちづくりプラン策定完了の日までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意 見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例(平成20年村上市条例第46号)に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。